

中札内村地球温暖化対策実行計画（第4期事務事業編・区域施策編） 概要版

実行計画策定の背景

平成11年4月に、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体でも温室効果ガスを削減するための計画を策定する義務が課されました。

村では、平成 2 1 年度に第 1 期計画が策定、平成 2 6 年度には第 2 期計画を策定、令和元年度には第 3 期計画が策定され、今年度で第 3 期計画が終了することに伴い、計画を策定することとなっています。

これまでの、事務事業編として温暖化対策実行計画を策定しておりますが、国では、2013年を基準とし、2030年までに温室効果ガスの削減量を46%削減するという目標を2021年の10月に閣議決定しています。これに伴い、都道府県、各市町村が温暖化対策の区域施策編を策定する動きになっています。

計画の位置付け

編業事務

市町村に策定義務があるものとして位置付けられており、村が所有・管理するすべての公共施設と事務事業について、温室効果ガスの排出削減に向けた数値目標や取組などを定めるもので、今回の計画は第４期計画です。

區域施策編

本村を含む中核市未満の市町村についても策定に努めることとされているもので、地域全体（中札内村の全域）における温室効果ガスの排出削減に向けた数値目標や取組などについて定めるものです。

計画期間

中札内村地球温暖化対策実行計画の基準年度、目標年度、計画期間について、区域施策編は 2013 年度、事務事業編は 2022 年度を基準年度とし、2030 年度を目標年度とします。また、計画期間は、策定年度である 2023 年度の翌年である 2024 年度からの 7 年間とします。

中札内村における基準年度、目標年度及び計画期間

平成 25 年	・ ・ ・	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	・ ・ ・	令和 12 年
2013	・ ・ ・	2020	2021	2022	2023	2024	・ ・ ・	2030
基準年度 (区域施策)	・ ・ ・	現状年度 ※		基準年度 (事務事業)	策定年度	対策・施策の進捗把握 定期的に見直しの検討		目標年度
								

事務事業編

■事務事業編の目標

第４期実行計画では、実績値が算出されている年度で直近である令和４年度を基準年度とし、温室効果ガスの排出要因となる項目別に削減目標を設定し、目標年度の２０３０年度において対象施設等から排出される温室効果ガス排出量の削減目標を次のとおり定め、達成を目指します。
(各項目令和４年度比２％削減)

項目		目標排出量	地球温暖化係数	温室効果ガス総排出量 (括弧内は削減量)
二酸化炭素	ガソリン	18,975 ℓ (△387 ℓ)	1	43.6 t (△0.9t)
	灯油	170,109 ℓ (△3,471 ℓ)		425.3 t (△8.7t)
	軽油	129,642 ℓ (△2,645 ℓ)		337.1 t (△6.9t)
	A 重油	5,141,865 ℓ (△10,493 ℓ)		1388.3 t (△28.3t)
	液化石油ガス	1,226 ㎡ (△25 ㎡)		8.0 t (△0.2t)
	電気	3,991,146kw (△81,452kw)		1915.8 t (△39.1t)
メタン	自動車走行距離	284,784km (△5,812km)	21	0.0735 t (△0.0021t)
	下水処理量	343,705 ㎡ (△7,014 ㎡)		6.3525 t (△0.1281t)
一酸化二窒素	自動車走行距離	284,784km (△5,812km)	310	2.139 t (△0.031t)
ハイドロフル オロカーボン	カーエアコン	27 台 (±0 台)	1,300	0.65 t (△0t)
総排出量		－	－	4126.78 t (△84.22t)

■ 目標達成に向けた取組

電気使用量の削減
燃料使用量の削減
公用車燃料の削減
資源の有効利用の取組
水使用量の抑制
廃棄物の減量化及びリサイクルの取組
環境に配慮した施設整備等の取組
意識改革等の取組
住民・企業等への誘導施策

区域施策編

■ 温室効果ガスの現況推計

中札内村では、環境省が毎年度公表している「自治体排出量カルテ」を基に、区域施策編が対象とする部門・分野の温室効果ガスの現況推計を行います。

自治体排出量カルテによる部門別排出量の推移（単位：千 t-CO₂）

部門・分野	2013 年度 基準年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
産業部門	62.7	48.5	48.9	56.5	53.8	53.8	53.7
業務その他部門	7.2	7.2	7.0	6.0	6.0	6.0	5.4
家庭部門	10.0	10.6	9.5	9.8	9.7	9.0	9.2
運輸部門	11.8	11.5	11.5	12.6	12.7	12.6	11.2
合 計	92.0	78.0	77.2	85.0	82.4	81.7	79.7

■ 区域施策編の目標

中札内村の区域施策編で定める計画全体の総量削減目標は国の地球温暖化対策計画や先進事例を踏まえて下表のとおり設定します。

(単位：千 t-CO ₂ /年)	2013 年度 (基準年度)	目標 削減率	2030 年度 (目標年度)	目標年推計値
産業	62.7			56.5
製造業	41.1			37.1
建設業・鉱業	0.3			0.3
農林水産業	21.3			19.2
業務その他部門	7.2			6.5
家庭	10.0			9.0
運輸	11.8			10.6
合計	92.0	-48%	47.8	83.0

■ 推進体制

区域施策編の推進体制として、横断的な庁内体制を構築・運営します。

	役割	備考
中札内村	全体統括	仕組みや環境づくり・施策の推進
事業者	施策実施	事業活動の取組・情報共有
村民	情報収集	家庭での取組・情報共有
北海道・振興局	連携	中札内村との連携

■ 目標達成に向けた取組

村では、自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の削減等のための施策を推進します。特に、地域の事業者・住民との協力・連携の確保に留意しつつ、公共施設等の総合管理やまちづくりの推進と合わせて、再生可能エネルギー等の最大限の導入・活用とともに、徹底した省エネルギーの推進を図ることを目指します。

再生可能エネルギーの導入促進

・再生可能エネルギーの導入促進

中札内村においては、自家消費を目的とした再生可能エネルギー利用システムの普及促進に取り組めます。

・企業の立地に対する助成

誘致した企業が脱炭素を実行しやすくする環境を整備します。

・災害時における再生電力の活用

中札内村の公共施設において、避難所となる施設に電力を供給できる再生電力発電設備の設置を検討します。

省エネルギー対策の推進

- ・省エネルギー行動の推進

健康ポイント事業を普及・促進し、移動手段を徒歩等にすることを推進します。

- ・オンラインサービスを利用した会議・講話の実施

講話や会議において、オンラインを利用し、コピー用紙の削減や移動に係るエネルギーの削減に取り組みます。

地域環境の整備

- ・環境負荷の低い交通への転換促進

自動車利用から、温室効果ガス排出がより少ない自転車や徒歩への移行を促進するため、公共交通機関に関する情報の提供や自転車道の維持管理など、利用しやすい環境づくりを進めます。

- ・自家用自動車使用に伴う環境負荷低減

中札内村においては、ＥＶ車の普及促進や、公用車更新時にＥＶ車を導入することで、災害時には「動く蓄電池として」活用します。

循環型社会の形成

- ・家庭ごみの減量化・資源化の推進

ごみの減量化や資源リサイクルを推進するため、有効な処理方法を随時検討していくほか、ごみの分別・排出方法の徹底や再資源化に関する様々な取組について分かり易く周知し、更なる住民意識の高揚を図ります。

- ・事業系ごみの減量化・資源化の推進

十勝圏複合事務組合が運営する広域的なリサイクル施設を利用し、資源ごみの再資源化の取組を促進します。